

同時発表：北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、内閣府沖縄総合事務局

令和2年3月25日  
総合政策局運輸審議会審理室

## 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示事案に関する 公聴会の公述人の選定結果及び進行予定について

令和2年4月2日に開催予定の標記事案に関する運輸審議会主宰の公聴会の公述人の選定結果、進行予定及び取材要領を公表致します。

運輸審議会は、令和2年2月26日付けで国土交通大臣から諮問がありました標記事案を審議するに当たり、公述人のさまざまな意見を聴いた上で判断を行うために令和2年4月2日に東京都で公聴会を開催することとしておりますが、公述人の選定<sup>資料1</sup>、進行予定<sup>資料2</sup>、当日の取材要領<sup>資料3</sup>をそれぞれ決定しましたので発表致します。

なお、傍聴の申込みの受付は終了しました。公聴会のやりとりは後日、運輸審議会ホームページにて公開します。

運輸審議会は、公聴会後も引き続き複数回の審議を行い、公聴会で聴取した意見等の他、提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づき、答申を行う予定です。

※運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会であり、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会ホームページにて公表予定です。

※公聴会に出席される方々への新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い

今般、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、当初予定していた傍聴人の人数を減らして開催することにつきまして、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

当日は、運輸審議会審理室としましても、会場内における傍聴人の座席の間隔を空けて配置する等、できる限りの感染拡大防止対策を行いますので、公聴会に出席される方々におかれましても、会場へお越しになる際は、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコール等による消毒の徹底をお願いいたします。

また、会場にお越しになる前に、風邪の症状を自覚された場合、37.5℃以上の発熱がある場合、お体に強いだるさや息苦しさの症状が見られる場合、過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等された場合、感染拡大している地域や国への訪問歴が2週間以内にある場合は、ご出席をご遠慮くださるようお願いいたします。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 大沢、青木

(直通) 03-5253-8810 (FAX) 03-5253-1676

[一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示  
に関する問合せ先]

自動車局貨物課 柳瀬、足利

(代表) 03-5253-8111 (内線 41333)

(直通) 03-5253-8575 (FAX) 03-5253-1637